

『寛文十二年卯月廿八日 瀧本坊書状』について

新田和央

同志社大学歴史資料館では、この度『寛文十二年卯月廿八日 瀧本坊書状』（以下、本書状とする）を購入した。小稿は本書状に関して簡単に紹介を行うものである。

本書状に名前の記された人物について解説しておきたい。

本書状の差出人である「瀧本坊」を除いた3人、すなわち「安芸守」「弾正大弼」「松平式部少輔」はいずれも浅野家の人物である。「安芸守」は光晟(1617～1693)、「弾正大弼」は綱晟(1637～1673)、宛名となっている「式部少輔」は長照(1652～1705)であると考えられる。

光晟は安芸広島藩の当主であったが、寛文十二年(1672)に嫡男綱晟に家督を譲っている。本書状はこの際に書かれたものであろう。長照は光晟の三男であり、当時浅野家の支藩であった備後三次藩を継いでいた人物である。

「瀧本坊」であるが、この人物を確定させるだけの根拠はない。瀧本坊といえば、寛永の三筆である瀧本坊昭乗(松花堂昭乗)と、彼を祖とする書の流派である瀧本流が著名であるが、石清水八幡宮に属する男山四十八坊の1つである。昭乗は寛永十六年(1639)に没しているため、「瀧本坊」が昭乗でないことは明らかである。昭乗は生前に乗淳に瀧本坊を譲り、自身は男山山麓の松花堂に隠棲している。この乗淳は本書状が書かれた翌年、延宝元年(1673)まで存命であるが、瀧本坊はすでに次の憲乗に譲られていると思われる。花押は確定できていないが、「憲」と読めるように思われ、差出人の「瀧本坊」が憲乗である可能性は高い。

本書状は瀧本坊憲乗が浅野光晟の隠居と綱晟の家督相続に際し、それを祝って支藩当主であった長照に当たった書状であろう。

光晟隠居に際する瀧本坊と浅野家の書状は、現在のところこの一通のみであるため、前後のいきさつ等詳細は不明である。しかし、本書状を見る限りでは浅野家と瀧本坊はかなり親密な関係にあると言える。本書状は浅野家と瀧本坊の関係、更には江戸時代における大名家と有力寺社の坊院との関係を示す貴重な史料である。

本書状の判読や、「瀧本坊」の推定にあたって石清水研究所田中君於氏、國學院大學栃木短期大学鍛代敏雄氏、同志社大学大学院生浅野真希氏にご教示いただいた。末筆ながら記して感謝します。

引用・参考文献

山口恭子2011『松花堂昭乗と瀧本流の展開』思文閣出版

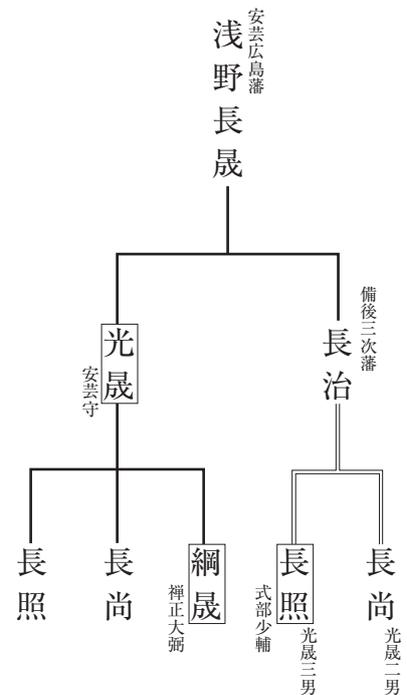
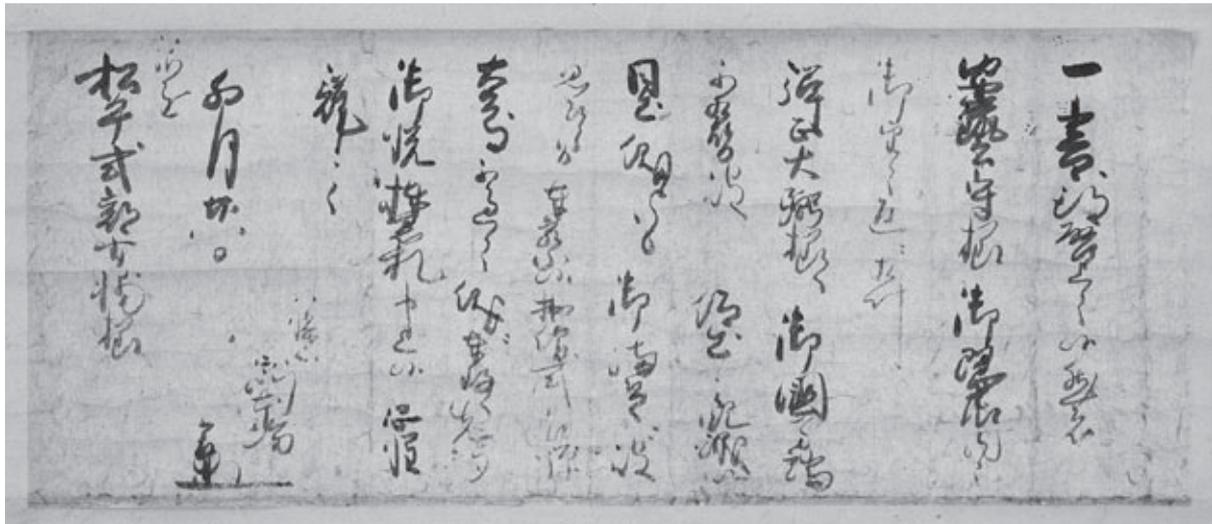


図1 浅野家略系図



寛文十二年卯月廿八日 瀧本坊書状

「翻刻」

一書致啓上之候然^者

(浅野光晟)

安芸守様御隠居内々

御望之通^二相叶候

(浅野綱晟)

弾正大弼様へ御国万端

可相替被^二仰出之訖誠以

め(度脱)

目出儀候とも御満足^二被

思召候間奉察候拙僧式被憚

大慶不過之儀^二奉存候先決

御悦捧愚札申上候 恐惶

謹言

八幡山

瀧本坊

(憲カ)

(花押)

卯月廿八日

罷進

(浅野長照)

松平式部少輔様

「読み下し」

一書之を啓上致し候、然らば

安芸守様の御隠居内々に

御望みの通りに相叶い候、

弾正大弼様へ御国万端

相替るべく之を仰せ出され訖、誠に以て

目出たき儀に候えども御満足に

思し召され候間察し奉り候、拙僧の式憚られ

大慶之に過ぎざるの儀に存し奉り候、先決の

御悦び愚札を捧げ申し上げ候、恐惶

謹言

八幡山

瀧本坊

卯月廿八日

罷り進らす

松平式部少輔様